

京都市市税の納期のお知らせ

市税の納付には
便利で
安心・確実な
口座振替を
御利用ください

市内の金融機関や
郵便局の窓口で
お申し込みください。
本市HPでも
口座振替依頼書様式が
ダウンロードできます。

京都市税口座振替 検索

コンビニエンス
ストアでも
納付できます

御利用は、納付金額が
30万円までの納付書で
コンビニ納付用の
バーコードが印刷された
ものに限りです。

「市税納付サイト」
を利用した
クレジットカード・
ネットバンキングに
よる納付や
スマホアプリでの
納付もできます

御利用は、納付金額が
30万円までの納付書で
バーコード・納付書番号が
印刷されたものに限るなどの
御利用条件がございます。

詳細は本市HPで

市税納付サイト サイト内検索

又は

市税納付 スマホアプリ サイト内検索

令和5年度 市・府民税 第2期分
令和5年8月31日(木)

市税の納期等に関する
詳しい御案内は
こちらを御覧ください。



京都市
子ども医療費
支給制度拡充の
お知らせ

京都市子ども医療費支給制度を 令和5年9月診療分から拡充します！

3歳以上小学校6年生までの通院医療費の自己負担額を
1か月1医療機関200円へ引き下げます。



○ 京都市子ども医療費支給制度（令和5年9月診療分以降）

	就 学 前		小 学 生	中 学 生	
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳			
入 院	1 医 療 機 関 2 0 0 円 / 月				
通 院	1 医 療 機 関 200 円 / 月	1 , 5 0 0 円 / 月 ↓【拡充】 1 医 療 機 関 2 0 0 円 / 月		1,500 円 / 月	

※ 小学生までのお子様の調剤薬局での一部負担金は不要です。また、医療費の払戻しに係る手続きが原則不要になります。
※ 中学生のお子様はこれまでと制度は変わりません。お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

◆ 新しい子ども医療費受給者証について（白証について）

0歳から小学校6年生までの方には、新しい受給者証（白証）を8月下旬頃に郵送いたします。
令和5年9月以降、医療機関等を受診される場合は新しい受給者証をご使用ください。

◆ 子ども医療費支給制度のお手続きについて

子ども医療費支給制度に関するお手続きは、郵送手続きをご利用ください！申請書や届出の様式は、京都市のホームページからダウンロードできるほか、子ども家庭支援課分室及び各区役所・支所の子どもはぐくみ室でも配布しています。

問合せ先
郵送先

京都市子ども家庭支援課分室（TEL: 075-251-1123 FAX: 075-251-1132）
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

発

行：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
京都市行財政局市税事務所納税室納税推進担当

京都市印刷物第052079号

発行／令和5年8月

京都市広報板掲示期間：令和5年8月16日から8月31日まで



広



子ども医療に関する
詳しいご案内は
こちらをご覧ください。

